

# 鳥取県グリーン商品認定要綱

## (目的)

第1条 グリーン商品の普及を推進することにより、循環資源の適正な利用の促進を図るとともに環境産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第2条 この要綱において、「循環資源」とは、次に掲げる物のうち資源として利用できるものをいう。

- (1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）
- (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- (3) 鳥取県認定グリーン商品（以下「認定商品」という。）

2 この要綱において、「グリーン商品」とは、循環資源を原材料として県内で製造され又は加工され、県内外で販売される物をいう。

## (認定等)

第3条 知事は、グリーン商品のうち、循環資源の適正な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを認定商品として、認定することができる。

2 前項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、別に定める申請期間において、様式第1号により認定の申請を行うものとする。

3 知事は、認定をしたときは、その申請者に様式第2号による認定証を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

## (認定審査)

第4条 前条第2項の規定による申請については、別に定めるところにより設置する鳥取県グリーン商品認定審査会（以下「審査会」という。）において、認定の適否を審査する。

2 審査会は、原則として毎年度2回開催するものとする。

## (認定対象商品)

第5条 認定の対象となる商品は、グリーン商品のうち別表1に掲げる要件、その他知事が審査会の意見を聴いて別に定める要件に適合するものとする。

## (認定期間等)

第6条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

2 認定を受けた者は、その更新を希望するときは、原則として前項の期間が満了する日の1月前までに、様式第3号により申請を行うものとする。

3 前項の規定による申請については、第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定を準用する。

## (変更の届出)

第7条 認定事業者（認定（前条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、認定に係る申請事項のうち第5条に規定する要件（以下「認定要件」という。）に係る事項等に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第4号により知事に届け出なければならない。

(認定の廃止)

第8条 認定事業者が認定の廃止を希望するときは、様式第5号により申請するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定商品が、認定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が、事業を継続することができなくなったとき。
- (3) 認定事業者が、偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
- (4) 認定事業者が、第11条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。

(認定商品の表示等)

第10条 認定事業者は、別に定めるところにより、認定商品等にその旨を表示することができる。

(報告等)

第11条 認定事業者は、各年度における認定商品の認定要件への適合状況等について、様式第6号により報告書を作成し、翌年度の4月末までに、知事に報告を行うものとする。

- 2 知事は、必要に応じて、認定商品の認定要件への適合状況等について、認定事業者又は原材料として利用される循環資源を排出し、若しくは納入する者に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、必要に応じて、認定商品の認定要件への適合状況を調査するため、認定事業者に認定商品の提供を依頼することができる。

(書類の保存)

第12条 認定事業者は、この要綱に基づいて行う申請、届出又は報告の際に作成した関係書類を当該申請、届出又は報告の日から3年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月14日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以降に行う商品の認定から適用し、同日前行われた商品の認定の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条第1項の規定は、平成18年度における認定商品の認定基準への適合状況等の報告から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以降に行う認定（第6条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）から、改正後の様式の規定は、同日以降に行う手続から、それぞれ適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

2 施行前に認定（第6条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）されている商品については、現に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

## 鳥取県グリーン商品認定要件

区分	要件
基本的事項	<p>(1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、又は加工されること。</p> <p>(2) 申請時においてすでに販売されており、又は申請から6ヶ月以内に販売されるのが確実であること。</p> <p>(3) 当該商品について適用される、関係法令等を遵守していること。</p>
安全性への配慮	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 商品について次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 販売等にあたり、商品に適用される関係法令等に溶出等の基準がある場合 当該基準に適合していること。</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる基準のすべてに適合していること。</p> <p>(ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</p> <p>(イ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する含有量に関する基準</p> <p>(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準</p> <p>(3) その他知事が必要と認める基準等に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格に適合しているか、又はこれらに準じたものであること。</p> <p>(1) 日本工業規格（JIS）</p> <p>(2) 日本農林規格（JAS）</p> <p>(3) エコマーク商品認定基準</p> <p>(4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準及び配慮事項</p> <p>(5) 鳥取県土木工事共通仕様書</p> <p>(6) その他公的な機関が定める品質等の基準</p> <p>(7) その他知事が適当と認めるもの</p>
循環資源の利用	<p>(1) 原材料として利用する循環資源（利用する循環資源が二以上ある場合は、そのいずれかの循環資源）の県内調達率が、別表2に定める率以上であること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りでない。</p> <p>(2) 品目ごとに別表3に定める率の循環資源を原材料として利用していること。</p>

別表2（別表1関係）

循環資源の種類	間伐材	木くず	がれき類	動植物性残さ	樹皮	ガラスくず	その他
県内調達率	70%	70%	60%	60%	50%	40%	できる限り高い率

別表3 (第5条関係)

品目別循環資源利用割合に関する基準

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 (重量割合)	備考	
紙製品	衛生用紙	トイレ用紙、ティッシュ等	概ね100%		
	情報用紙	コピー用紙	概ね100%		
		印刷用紙、フォーム用紙等	概ね70%以上		
	紙製の事務用品	ノート、けい紙、起案用紙、フラットファイル等	古紙・再生パルプ	製品の70%(重量割合)以上が紙部で構成されており、その紙部について概ね70%以上	
	その他紙製の事務用品	画用紙等		製品の70%(重量割合)以上が紙部で構成されており、その紙部について概ね50%以上	
	板紙			概ね90%以上	
	包装用紙	封筒類		概ね40%以上	
		包装紙		概ね30%以上	
	包装用材	紙ひも等		概ね100%	
	段ボール			概ね100%	
農業用マルチシート		概ね50%以上			
廃木材・間伐材・小径材等を利用した木製品	家具、生活・文化用品等	木材		製品の70%(重量割合)以上が木質部で構成されており、その木質部について概ね100%	
廃木材・間伐材・小径材等を利用したボード	木質ボード			製品の95%(重量割合)以上が木質部で構成されており、その木質部について概ね100%	
プラスチック再生品	食品・化粧品容器、玩具等	弁当箱タイプトレイ、トランプ等	プラスチック	概ね40%以上	
	フィルム製品	包装用品等		概ね40%以上	
	繊維製品	衣服、カーペット、テント等		概ね50%以上	
	機能性事務所用品等	カセットテープ、空気清浄機フィルター、粘着テープ等		概ね50%以上	
	文房具	ボールペン、ファイル等		概ね70%以上	
	屋外家具・園芸用品	ベンチ、植木鉢等		概ね50%以上	
	その他家庭用品	卵パック、ハンガー、たわし、ゴミ箱等		概ね70%以上	
	その他プラスチック製品	合成建材、産業用容器、安全標識板・杭、擬木等		概ね50%以上	

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 (重量割合)	備考
ガラスカレットを利用したガラスびん	ガラス製のビン	ガラス	概ね80%以上	
ガラスカレットを利用した日用品	ガラスコップ、まほうびん等		製品の50%(重量割合)以上がガラスカレットを含むガラス材料で構成されており、そのガラス材料について概ね70%以上	
ガラスカレットを利用した耐熱性日用品	耐熱ガラス食器等		製品の50%(重量割合)以上がガラスカレットを含むガラス材料で構成されており、そのガラス材料について概ね20%以上	
ガラスカレットを利用した陶磁器製日用品	陶磁器耐熱食器等		製品の15%(重量割合)以上がガラスカレットを含むガラス材料で構成されており、そのガラス材料について概ね70%以上	
ガラスカレットを利用した土木資材	中空ガラスブロック、路面表示塗装用ガラスビーズ、ステンドグラス、園芸資材等		製品の50%(重量割合)以上がガラスカレットを含むガラス材料で構成されており、そのガラス材料について概ね50%以上	
板ガラス			概ね10%以上	
再生材料を利用したタイル・ブロック	陶磁器質タイル、舗装用平板、インターロッキングブロック等	採石・窯業廃土、陶磁器、プラスチック、ゴム、ガラス等	概ね60%以上(常温成型品)	
		ゴミ焼却灰、下水道汚泥	概ね50%以上(焼成品)	
舗装材、盛土材、コンクリート	再生クラッシャーラン、再生コンクリート、舗装補修材、埋戻材等	コンクリート、アスファルト、焼却灰等	概ね50%以上	
		ゴム	概ね100%	
使用済みタイヤ・チューブの再生品		動植物性残さ、木くず、家畜ふん尿、汚泥等	概ね70%以上	
生コンクリート		フェロニッケルスラグ	概ね5%以上	
コンクリート2次製品		フェロニッケルスラグ	コンクリート部について概ね5%以上	
		ガラス	コンクリート部について概ね5%以上	
		繊維くず・木くず	コンクリート部について概ね10%以上	
		陶磁器・がれき	コンクリート部について概ね40%以上	
上記以外のもの(品目名は別途決定)		循環資源	別途決定	